

小郡市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和3年3月4日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 井上 勝彦

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和3年2月1日から令和3年2月19日まで
- 2 監査対象 経営政策部 総務広報課
- 3 監査範囲 令和2年4月1日から令和2年12月31日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、契約事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 監査対象課等に事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局より監査対象課に対して指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（1）切手の適正な管理を求めるもの

切手受払簿について、切手受払簿に記入誤り及び記入漏れが見受けられた。また、現品と切手受払簿の残数が突合できなかった。

切手の出納を行ったときは、帳簿に記録しなければならない。また、切手は常に良好な状態で管理しなければならない。切手は換金性の高い物品であるため、適正な管理ができるように努められたい。

（2）契約事務について適正な事務処理を求めるもの

ファイリング用品について、契約書等はなく、随時発注し、請求書を3万円未満に分けて同一業者から購入しているが、年間90万円程度の支出が行われている。

公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、不適切な調達を行っているとの疑念を抱かれることはあってはならない。関係法規及び手引き等に従い、透明性、競争性、客観性が確保された契約事務を行われたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（1）文書事務（1件）

①文書管理が適正でないもの

（2）調定事務（1件）

①調定の時期が適正でないもの

（3）契約事務（1件）

①請書を徴する手続きが適正でないもの

（4）物品管理事務（1件）

①備品台帳の記載に不備があるもの

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。